

住宅の屋根を塗装中に転落

この災害は、個人住宅の屋根、内壁、外壁等の塗装工事中に発生したものである。

この工事は、X 社工事部長 A、作業
者 B と C の 3 名で行うことになった。
初日、先ず墜落防止用ロープを設置
するため、A は母屋の北側にある立木
にロープを結び、母屋の屋根頂部
（「ぐし」）上を通して母屋南側まで



掛け（立木ロープ）、次に母屋の南側にある作業小屋根内の 2F の柱にロープを
結び、母屋の屋根上を北側にまで掛けた（小屋ロープ）。次いで、A は高圧洗浄
機のホースを持って屋根全体の洗浄を行った。

2 日目には、初日に洗浄した屋根のさびているところにさび止めを塗布し、3
日目には被災者が塗料吹き付け機械により母屋南側軒先の一部、2 階屋根および
「ぐし」の上塗り作業を行ったが、作業終了後、A は小屋ロープが発注者の玄
関先で邪魔になるので外すように B に命じ、取り外させた。

4 日目の災害発生当日、3 人は午前 8 時 30 分頃に現場に到着したが、屋根が
露で濡れていたため、A は B にドライヤーで乾かすよう指示した後、屋根の「ぐ
し」の菱形状の凹み模様を白色塗料で塗るため、身体に立木ロープを巻きつけ、
塗料缶、刷毛、水滴を拭き取るためのウェス、ドライヤーの延長コードを持っ
て、母屋南側から屋根へ上がっていった。

B は玄関屋根、母屋屋根の順で乾燥作業を行い、午前 9 時 50 分頃作業終了
とき、母屋屋根の南西端から約 7m 下の水路の洗い場に A が顔をつけて倒れて
いるのを発見し、救急車を呼んだが被災者はすでに死亡していた。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1 墜落防止用措置を行っていなかったこと

墜落危険のある屋根上での作業に際し、墜落防止のために、母屋屋根南側
については立木ロープ、屋根北側については小屋ロープを取り付けていたが、
災害発生前日に小屋ロープを取り外しており、当日の屋根全体の作業につい
ては墜落防止措置は十分でなかった。また、作業者に安全帯を着用させるこ
となく、立木ロープあるいは小屋ロープを身体に巻きつけただけの墜落防止
措置として不完全な状態で作業を行わせていた。（安衛則第 519 条）

2 墜落防止用のロープの固定方法が適切でなかったこと

母屋を横断する形(長手方向)で屋根上に渡されていた立木ロープは、一端が立木に固定されていたものの、他端はフリーの状態で作業が行われていたため、北側屋根上での作業については、墜落を防止する機能は有しないものであった。

3 安全帯の使用についての教育等の安全管理を行っていなかったこと

この会社では、採用時に屋根上の作業について、墜落防止用ロープの両端を固定するように指導はしていたが、そのロープに安全帯を取り付けること等の教育は行ってはおらず、また、実際の作業においては墜落防止用ロープの一端だけを固定して作業を行っていることを知っていながら黙認していた。

また、母屋周辺に足場を組み立てること、安全な親ロープに安全帯を確実に取り付けること等の墜落防止措置に関する安全教育等の管理をほとんど実施していなかった。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 墜落防止措置を確実に実施すること

高さが 2m 以上の個所の作業であって墜落危険のある場合には、足場を組み立てて作業床を設けること、安全ネットを張ること、親ロープの確実な取り付けおよび安全帯を使用させることが必要であり、工事期間が比較的短い建物の補修・塗装工事等においてもこれらの措置を確実に実施のうえ作業を行わせる。(安衛則第 518~520 条)

2 安全教育を十分に行うこと

平屋建ての民家等は、ビル等に比較して地上からの高さが比較的低いいため墜落による危険を十分に認識しないまま、安易に作業に従事させることが少なくないが、2m 以下の高さから転落して死亡する例も多いので、高所での作業に従事させる労働者に対してはあらかじめ墜落防止措置等について十分な安全教育を実施する。(安衛則第 35 条)

3 安全管理を十分に実施すること

軒の高さが 5m 以上の木造建築物の構造部材の組立又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁部材の取り付けの作業を行う場合には、一定の技能講習を修了した者を作業主任者として選任する必要があるが、それ以下の同種の作業あるいは類似の作業であっても作業の責任者として墜落防止措置について十分な知識と経験を有する者を指名し、その者の直接指揮の下に作業を行わせる。(安衛法第 14 条・令第 6 条)

また、経営トップは、作業の安全に関する教育、指示を行うとともに、定期あるいは随時に作業現場を巡視し、指示事項の遵守状況等の確認と必要な指示を行う。

屋根の塗装作業中墜落

この災害は、集合住宅の屋根・外壁塗装工事において、屋根上で塗装作業を行っているときに発生したものである。

災害発生当日、現場監督者 A から、作業員 B を含む 3 人は屋根を黒色のペンキで上塗りする作業を指示された。

上塗り塗装を指示された 3 人は、屋根に上がって作業していたところ、急に雨が降ってきたので、地上にいた

A が、屋根上の 3 人に作業の中止を伝えた。そこで屋根の頂部付近にいた B は地上に戻ろうと屋根上を移動し始め、屋根板の段差につまずいて転倒し、屋根上から約 7m 下の道路に墜落した。

屋根の勾配は 23 度あり、屋根上でつまずいたり、滑ったりすると転落する危険性があったにもかかわらず、屋根上には安全帯のフックを取り付ける親綱等の設備はなく、B を含め作業員全員が安全帯を着用していなかった。

また、建物の外壁塗装作業は終了していたため、災害発生当日は、建物には足場や手すりが全くない状態であった。

塗装工事を請け負った事業場では、工事計画書を作成しておらず、建物の全周に足場を設置するために必要な資材を確保していなかった。また、作業員に対して、高所作業における墜落防止等の安全対策について教育していなかった。

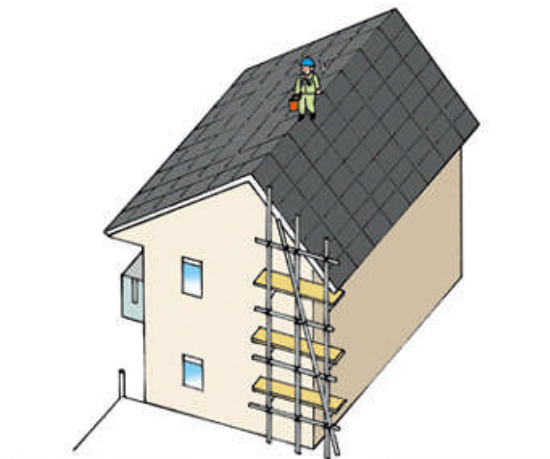
この災害の原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 建物の周囲に、墜落を防止するための足場や手すり等が設けられていなかったこと
- 2 墜落のおそれがある屋根上で、安全帯を使用させずに作業を行わせていたこと

屋根から墜落する危険性があり、手すり等が設けられていなかったにもかかわらず、屋根上に安全帯のフックを取り付けるための親綱等の設備を設けておらず、安全帯を着用させてもいなかった。

- 3 工事計画書がなく、作業員に安全衛生教育を実施していなかったこと

塗装工事を請け負った事業場が工事計画書を作成せず、建物周囲に足場を設置するために必要な資材を確保していなかった。また、作業員に対し、高



所作業における墜落防止等を含めた安全衛生教育を実施していなかった。

同種災害防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 屋根等、墜落の危険がある場所で作業を行わせる場合には、手すり等を設けること
屋根等、作業中に墜落の危険がある場合には、墜落を防止するための足場を屋根等、作業位置まで建ち上げ、あわせて転落防止の手すりを設ける等の措置を講じる。
- 2 作業者に安全帯を使用させること
墜落防止のための手すり等を設けることが著しく困難なときは、親綱を設置した上で作業者に安全帯を使用させて作業を行わせる。
- 3 請け負った工事の計画書を作成し、安全措置に必要な資材を確保すること
工事を請け負った事業場は、安全な作業方法を盛り込んだ工事計画書を作成し、災害防止に必要な資材を確保する。また、日頃から作業者に安全衛生教育を実施し、安全に作業を行うための基本ルールや作業手順を周知徹底する。

住宅の屋根塗装工事において、1階屋根の塗装作業を行っていたところ、バランスを崩し、アスファルト舗装面に墜落したもの

既設木造住宅の屋根塗装工事において、被災者は、塗装用手工具（ローラー）を使い、1階トタン屋根の塗装作業を行っていたところ、高さ3.13mの屋根から隣家駐車場のアスファルト舗装面に墜落し、脳挫傷により死亡した。

本件工事においては、塗装作業する屋根又はその建屋等に足場、手すり、親綱等の設置等による墜落防止措置は講じられておらず、被災者は保護帽、安全帯の保護具を着用していなかった。



この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 高さ2メートル以上の作業床の端で、労働者に作業させていたにもかかわらず、当該作業箇所には、囲い、手すり、覆い等を設ける等の墜落防止措置を講じていなかったこと。
- 2 墜落による危害を防止するための保護帽を着用させていなかったこと。
- 3 高所での塗装作業の危険性等に係る安全教育が不十分であったこと。

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 高さ2メートル以上の作業床の端で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設ける等の墜落防止措置を講じること。囲い等を設けることが著しく困難なときは、あらかじめ、親綱を設置した上で、安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講じること。
- 2 墜落による危害を防止するための保護帽を着用させるとともに、作業中の保護帽の使用状況を監視すること。
- 3 高所での塗装作業等について、関係労働者に対し、危険性又は有害性及び作業手順等当該作業に関する必要な事項の教育の実施を徹底すること。